

## 結婚生活取材アドバイザー業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本要領は、結婚生活取材アドバイザー業務を実施するに当たり、その業務履行について最も適切な受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定することに関し、必要な事項を定める。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 結婚生活取材アドバイザー業務
- (2) 業務内容 別紙結婚生活取材アドバイザー業務仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和5年2月28日(火)まで

### 3 業務に要する費用(予定価格) 1,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、参考見積書の金額が業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

### 4 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 公表日から参加申込書の提出期限までの間に、福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格等に関する要綱(平成11年12月20日施行)の規定に基づき、福井市一般競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録されている又は福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出済みであること。
- (2) 公表日から受託候補者特定の日までの間に、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領(平成14年4月1日施行)による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 役員(役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)でないこと又は役員が暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

- (7) 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
- 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社(同条第3号の子会社をいう。以下同じ。)の関係(個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業主又は当該役員に係る会社との関係を含む。)
- 親会社(個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業主又は当該役員に係る会社との関係を含む。)を同じくする子会社同士の関係
- 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
- 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。)を現に兼ねている関係
- (8) 当該プロポーザルにおいて、事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に規定する組合又は団体をいう。)として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (10) 複数の事業者により構成される共同体である場合は、次に掲げる項目を全て満たすこと。
- 共同体の構成員は、3者以下とし、業務委託において当該共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
- 共同体の構成員は、単独又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
- 共同体の構成員は、上記(1)～(9)に掲げる事項を全て満たしていること。

## 5 募集方法

プロポーザルの実施については、市公式ホームページに公表し、プロポーザル参加者を募集する。

## 6 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和4年5月10日(火)12時00分(必着)
- (2) 提出方法 質問書(様式第1号)によりFAX又は電子メールにて提出すること。  
FAX又は電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答期日 令和4年5月11日(水)までに随時回答
- (4) 回答方法 市公式ホームページに掲載

## 7 プロポーザル参加申込書の提出

プロポーザルに参加する者は、次によりプロポーザル参加申込書を提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和4年5月16日(月)12時00分(必着)
- (2) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないよう、配達記録の残る

書類書留郵便等とすること。)

- (3) 提出先 福井市 総務部 未来づくり推進局 女性活躍促進課  
〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 アオッサ5階
- (4) 提出書類 プロポーザルに参加する者は、次のとおり必要書類を提出すること。  
なお、共同体の場合、下記 、 は共同体を代表する者のみ、その外については、全ての構成員について提出すること。
- 参加申込書(様式第2号)  
参加資格誓約書(様式第3号)  
参加事業者の概要、事業内容が分かる書類(任意様式)  
共同体結成届(様式第4号) 共同体での応募の場合のみ提出すること。
- (5) 提出部数 1部

## 8 参加資格審査の結果通知

参加申込書を提出した者については参加資格要件を審査し、その結果(参加資格の有無)を令和4年5月18日(水)までに電子メール等で連絡する。

## 9 参加辞退

参加申込書提出後に、参加を辞退する場合は、直ちに参加辞退届(様式第5号)を提出すること。

## 10 企画提案書の提出

参加資格要件を満たした者は、次により企画提案書を提出するものとする。なお、企画提案は1者1提案(共同体での提案を含む。)とすること。

- (1) 提出期限 令和4年5月23日(月)12時00分(必着)
- (2) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないよう、配達記録の残る書類書留郵便等とすること。)
- (3) 提出先 福井市 総務部 未来づくり推進局 女性活躍促進課  
〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 アオッサ5階
- (4) 提出書類  
企画提案書提出書(様式第6号)  
企画提案書(任意様式)  
参考見積書(任意様式)
- (5) 提出書類に関する留意事項  
企画提案書及び参考見積書の作成に当たっては、業務仕様書を参照すること。また、企画提案書の本文には、次の事項を記載すること。  
基本的な考え方(基本方針、コンセプト、企画概要など)

リポーターへの助言・指導方法(事前ミーティング、訪問取材、編集ミーティングで想定される相談内容とそれに対する助言・指導内容など)

訪問取材する家庭の募集方法

冊子の編集方法(デザインや構成等、過去の作成物など)

実施体制(スケジュール、実施・連絡体制など)

同種・類似事業の実績(取材、冊子編集・発行の実績など)

(6) 提出部数 6部(企画提案書については、電子データをメールで提出すること。)

企画提案提出書は1部のみの提出とする。

## 11 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

### (1) 第1次審査(書類審査)

提出された企画提案書及び参考見積書を12で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た上位5者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が5者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施するものとする。

### (2) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査)

第1次審査により選考された者に対して、企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを以下のとおり実施し、12で示す審査基準に基づいて再評価し、評価の高い順に受託候補者及び次点候補者を特定する。

実施日時 令和4年5月31日(火)午後予定 市が別途通知する時間

実施会場 アオッサ5階 会議室

出席者 1事業者につき2人まで。なお、共同体については、代表者及び構成員1名以上は必ず出席すること。

実施時間 1事業者につき30分程度(プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分程度)

審査順 審査の順番は、企画提案書を受け付けた順番の逆とする。

機材等 プレゼンテーションで使用するスクリーン及びプロジェクターは市で準備する。

### (3) 審査結果の通知

#### 第1次審査

審査結果を令和4年5月27日(金)に電子メールにより通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及び第2次審査を実施する旨を電子メールで通知する。

#### 第2次審査

審査結果を令和4年6月8日(水)に電子メールにより通知する。また、市公式ホームページにも掲載する。

## 12 審査基準

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

### (1) 選考方法

#### 第1次審査

別に設置する「審査委員会」において、各審査委員が(2)で示す審査項目に基づき評価した点数を基に、上位5者を選考する。

なお、評価点数は、各審査委員が評価した点数の合計を審査委員数で除したものとし、評価点数が50点(100点満点)に満たない者は、上位5者でも第2次審査に進むことはできないものとする。

#### 第2次審査

別に設置する「審査委員会」において、各審査委員が(2)で示す審査項目に基づき再評価した点数が最も高い者を受託候補者とし、次点の者を次点候補者として選定する。

なお、評価点数は、各審査委員が評価した点数の合計を審査委員数で除したものとし、評価点数が最も高い者が複数いる場合は、審査委員会の協議により、受託候補者と次点候補者を選定する。

ただし、評価点数が50点(100点満点)に満たない者は、受託候補者とし、次点候補者についても同様とする。

### (2) 審査項目及び配点

提出書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査は、提案者ごとに以下の審査項目及び評価ポイントに基づき、5段階評価で点数を付す。なお、配点(100点満点)は、以下のとおりとする。

| 区分   | 審査項目(評価の視点)   | 配点  |
|------|---|-----|
| 企画内容 | 1 事業目的に沿った企画内容になっているか。  | 80点 |
|      | 2 リポーターへの助言や指導は的確かつ効果的に行えるか。                                  |     |
|      | 3 多彩な家庭に訪問取材できるよう、不足なく適切に手配できるか。                              |     |
|      | 4 訪問取材に当たり、リポーターや訪問家庭へのフォローが的確かつ効果的に行えるか。                     |     |
|      | 5 作成する冊子がデザイン性に富み、読み進めたくなる紙面となることが期待できるか。                     |     |
|      | 6 事業目的の達成に向け、業務内容の充実や効果的な企画運営について、提案者の強みを活かした独自性のある提案となっているか。 |     |

|             |   |      |
|-------------|---|------|
| 実<br>現<br>性 | 7 本業務を円滑に運営するための人員(スタッフ)体制や実施スケジュールとなっているか。     | 20 点 |
|             | 8 同種・類似事業の実績があるなど、十分な業務遂行能力が認められるか。             |      |
|             | 9 費用対効果は優れているか。また、必要となる経費を過不足なく考慮し、適正に積算されているか。 |      |

### 13 スケジュール

プロポーザルのスケジュールは以下のとおりとする。

| 内 容                 | 日 程                  |
|---------------------|----------------------|
| 実施要領等の公表            | 令和4年4月19日(火)         |
| 企画提案にかかる質問の受付期限     | 令和4年5月10日(火)12時00分必着 |
| 企画提案にかかる質問の回答期日     | 令和4年5月11日(水)         |
| プロポーザル参加申込書の提出期限    | 令和4年5月16日(月)12時00分必着 |
| 参加資格審査の結果通知         | 令和4年5月18日(水)         |
| 企画提案書の提出期限          | 令和4年5月23日(月)12時00分必着 |
| 第1次審査(書類審査)         | 令和4年5月26日(木) 予定      |
| 第1次審査結果の通知          | 令和4年5月27日(金) 予定      |
| 第2次審査(プレゼンテーションの実施) | 令和4年5月31日(火)午後 予定    |
| 審査結果(受託候補者特定結果)の通知  | 令和4年6月8日(水) 予定       |
| 業務委託契約締結            | 令和4年6月下旬 予定          |

公募時点での予定であり、応募の状況等によって変更になる場合がある。

### 14 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合

## 15 契約の締結

発注者は、受託候補者として選定された者との間で企画提案書等の内容を基に、業務履行に必要な協議を行った上で、随意契約による委託契約を締結する。なお、その際には受託候補者は改めて見積書を提出するものとする。

また、受託候補者が契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、又は協議が整わない場合には、次点候補者と当該業務委託契約について交渉を行う。

## 16 その他の留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (4) 提出書類は当該プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、企画提案者の負担とする。
- (6) 当該プロポーザルの実施に関する情報については、随時、市公式ホームページに掲載する。
- (7) 福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、企画提案した者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、当該プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

## 17 担当部署(書類提出場所・問合せ先)

福井市 総務部 未来づくり推進局 女性活躍促進課  
〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 アオッサ5階  
TEL:0776-20-5353 / FAX:0776-20-1538  
E-mail:josei@city.fukui.lg.jp